

NISA口座の マイナンバーの告知、 忘れてたっ!!

2017年
9月30日(土)
までに

マイナンバーを告知
すると簡単です



まだ告知手続きがお済みでない方は
早めのお手続きをおすすめします。



マイナンバーの
告知って
何をしますの？

2017年9月30日までにNISA口座をお持ちの
金融機関へマイナンバーをお知らせください。

〈2018年以降のNISA口座ご利用のお手続きのイメージ〉

2017年9月30日

2018年1月

2017年9月30日までに
マイナンバーの告知あり

2018年分の投資については、
新年当初から、いつでも買付可能

マイナンバーの告知は、下記の書類をご用意ください。詳しくは、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

マイナンバー確認書類

通知カード
(両面)

マイナンバーカード
(両面)

マイナンバーが
記載された住民票

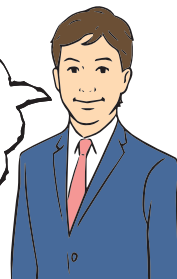
マイナンバーが記載された
住民票記載事項証明書

のうち、いずれか1つ



金融機関
指定の
提出書類

よし、これで
これからも継続して
NISAを利用
できるぞ!



このお知らせは2016年1月以降に開設された方は対象外です。

マイナンバーの提供を受けた金融機関は、法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。



2017年
9月30日までに
マイナンバーの
告知がないと
どうなる？

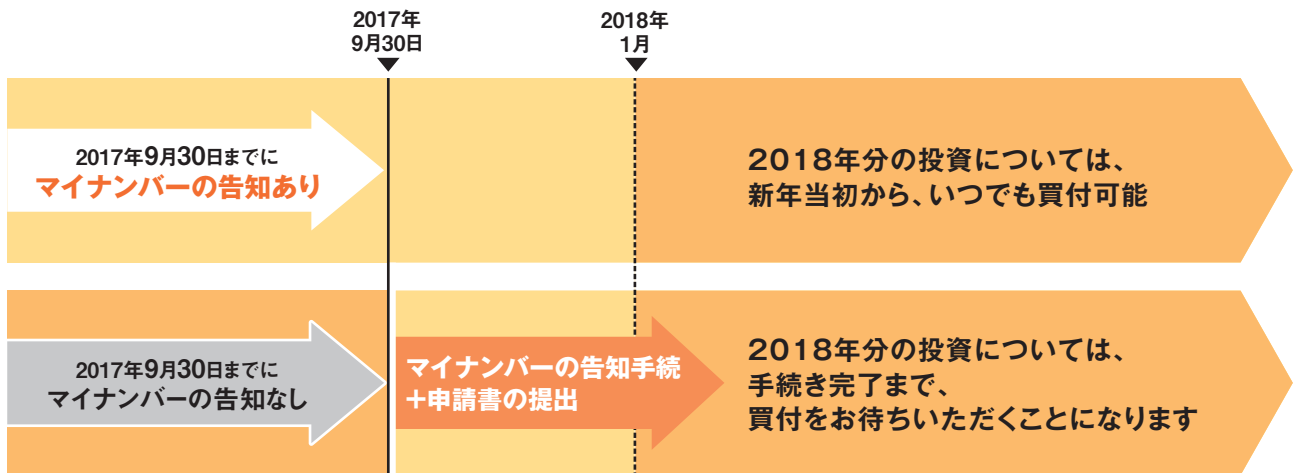
2018年以降もNISA口座を利用する
ためには改めてお手続きが必要になります。

2017年10月1日以降は マイナンバーの告知手続きに加え、 非課税適用確認書の交付申請書 のご提出が必要になります

- 9月30日までであればマイナンバーの告知手続きだけで
手続きが終了します。
- ご提出が年末に近付くと、新年当初からの買付には
間に合わない場合もあります。
- ご提出が来年になると、所要の手続きが完了するまで
買付をお待ちいただくことになります。(数週間程度)

(注)なお、マイナンバーの告知手続きがない場合でも、NISA口座は失効しません。口座内で既に保有している金融商品は、引き続き非課税で保有
でき、売却も自由です。NISA口座自体もなくなりません。

〈2018年以降のNISA口座ご利用のお手続きのイメージ〉



TOPIC 2018年1月から新しく始まる「つみたてNISA」もぜひご利用ください。

「つみたてNISA」とは？

つみたてNISAは、積立投資で購入した投資信託から得られた運用益や配当金が非課税になる制度です。年間40万円まで、20年にわたって運用できるので、長期の安定的な資産形成におすすめです。

ココが
ポイント!

投資金額は
年間40万円まで
非課税

投資期間は
最長20年間

対象商品は
長期運用に向いて
いる投資信託

20歳以上なら
何歳でも
利用できる

一般NISAとの
併用は不可

マイナンバーの告知手続きについてのお問い合わせやご相談はこちらへ